

北海道後期高齢者医療広域連合運営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関する重要事項について幅広い意見を聴取し、今後の政策決定に資するため、広域連合に北海道後期高齢者医療広域連合運営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、別表に定める団体からの出席者をもって組織する。

2 出席者の人数は15人以内とする。

(会議)

第3条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）が招集し、進行役を務める。

2 事務局長は、特に必要があると認めるときは、会議に前条第1項に規定する出席者以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 懇話会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

別表（第2条関係）

・北海道医師会
・北海道歯科医師会
・北海道薬剤師会
・北海道病院協会
・北海道社会福祉協議会
・北海道市長会
・北海道町村会
・(財)北海道老人クラブ連合会
・(社)北海道シルバー人材センター連合会
・札幌市保健福祉局
・北海道医師国民健康保険組合
・健康保険組合保険団体連合会
・社会保険事務局
・地方職員共済組合北海道支部
・北海道国民健康保険団体連合会